

# 平成30年度自己点検・評価書

令和2年2月



国立大学法人 筑波技術大学

## 目 次

自己点検・評価の実施方針	1
I 大学の現況、目的及び特徴	1
II 基準ごとの自己評価	
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	3
領域2 内部質保証に関する基準	6
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	12
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	16
領域5 学生の受入に関する基準	19
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	22

## 自己点検・評価の実施方針

- (1) 大学改革支援・学位授与機構が定める認証評価基準の各領域の評価項目に準じて自己点検・評価を実施する。
- (2) 本年度は、変更後の基準で行う初めの自己点検・評価であるため、6領域全ての自己点検・評価を実施する。

## I 大学の現況、目的及び特徴

### 1 現況

- (1) 大学名 筑波技術大学
- (2) 所在地 茨城県つくば市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	産業技術学部、保健科学部
大学院課程	技術科学研究科

- (4) 学生数及び教員数（平成30年5月1日現在）

学生数	学部 327 人、大学院 29 人
教員数	専任教員数：107 人、助手数：4 人

### 2 大学等の目的

#### 1 大学の目的

筑波技術大学は、聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として個々の学生の障害や個性に配慮しつつ、障害を補償した教育を通じて、幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し、両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法を開発し障害者教育の改善に資することを目的とする。（学則第1条）

#### 2 学部の目的

##### (1) 産業技術学部

聴覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、技術革新が進む情報社会の中で十分に活躍し、社会全体の環境整備に貢献できる専門職業人を育てていく。（学則第3条2（1））

## (2) 保健科学部

視覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、視覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、東西医学統合医療及び情報の連携を図り、情報化・高齢化が進む現代社会において活躍できる人を育てていく。(学則第3条2(2))

## 3 大学院の目的

筑波技術大学大学院は、学部における一般的教養及び専門教育を基盤として、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。(学則第41条)

## 3 特徴

本学の前身である「筑波技術短期大学」は、昭和62年10月、聴覚・視覚障害者のみを対象とする我が国初の高等教育機関(3年制短期大学)として設置され、平成2年度から聴覚障害関係学科、平成3年度から視覚障害関係学科の学生を受け入れてきた。

教育の専門分野は、聴覚障害者については、社会自立に長年の実績をもつ職業分野(デザイン、機械)及び将来有望であると考えられる職業分野(建築、電子情報)を、視覚障害者についても、社会自立に長年の実績をもつ職業分野(鍼灸、理学療法)及び将来有望であると考えられる職業分野(情報処理)を選んで編成された。

平成16年4月の国立大学法人化後、平成17年10月には筑波技術短期大学が改組転換され、新たに4年制「国立大学法人筑波技術大学」が設置された。さらに、平成22年4月には4年制大学としての第1期生の卒業に合わせて、聴覚・視覚障害者のみを対象とする大学院としては世界で初めての技術科学研究科(修士課程)が設置され、学生の受け入れを開始している。

また、平成26年4月には日本で唯一、日本で初めての「情報保障学」を学べる大学院として、情報アクセシビリティ専攻が設置され、本学で初めて障害による出願資格を設けないこととした。

本学は、聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として「職業技術に関する教育研究を行い、幅広い教養と専門的な技術とを有する専門職業人を育成し、両障害者の社会自立を促進することにより、社会福祉の一層の前進を図ること」及び「最新の科学技術を応用して、障害の特性に即した教育方法を開発し、障害者教育全般の向上に貢献すること」を目的としている。

開学以来、「目や耳からの情報の取得に制限のある学生がバリアのない教育環境で思う存分勉強し、持っている能力を開花させ、より良い社会自立をしてほしい」という教職員、そして多くの人々の願いの中で、障害補償システムや教育方法の開発・研究、そして教職員の資質向上等により、両障害者が大学教育の内容を確実に履修できる環境、豊かな学生生活を送ることができる環境を整備し、卒業後、専門職業人として社会参画・貢献できる人材の養成に成果を上げるなど、全国の障害者教育の推進に先導的かつ中核的役割を果たしている。

## 領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

### 基準 1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目 1-1-1 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること

判定：基準を満たしている。

本学は、学則第 1 条にて、「筑波技術大学は、聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として個々の学生の障害や個性に配慮しつつ、障害を補償した教育を通じて、幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し、両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法を開発し障害者教育の改善に資することを目的とする。」と規定している。

この目的の下に、産業技術学部、保健科学部、大学院技術科学研究科の目的を次のように規定している。

#### (1) 産業技術学部

聴覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、技術革新が進む情報社会の中で十分に活躍し、社会全体の環境整備に貢献できる専門職業人を育てていく。

（学則第 3 条 2（1））

#### (2) 保健科学部

視覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、視覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、東西医学統合医療及び情報の連携を図り、情報化・高齢化が進む現代社会において活躍できる人を育てていく。

（学則第 3 条 2（2））

#### (3) 大学院の目的

筑波技術大学大学院は、学部における一般的教養及び専門教育を基盤として、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。（学則第 41 条）

上記の目的を達成するために、学部、研究科の組織を構成しており、当該基準を満たすと判断する。

## 基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

分析項目 1-2-1 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること

分析項目 1-2-2 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと

判定：基準を満たしている。

本学の専任教員数は、教授 44 人、准教授 35 人、講師 13 人、助教 15 人の計 107 人である（平成 30 年 5 月 1 日現在）。産業技術学部の学生定員は 200 人、保健科学部の学生定員は 160 人の計 360 人で、両学部における同時点での在籍学生数は産業技術学部 195 人、保健科学部 132 人の計 327 人となっており、教員一人あたりの学部学生数は 3.1 人となっている。なお、専任教員数については、当該年度で大学設置基準を満たしており、必要な人数の教員を配置していると判断できる。

教員の年齢分布については、35 歳未満 3.6%、35 歳～44 歳 25.2%、45 歳～54 歳 30.6%、55 歳以上 40.6%となっている。また、女性教員比率については、国立大学平均（17.1% 平成 30 年度学校基本調査）と比べると、本学の比率は 26.1%となっており、平均より高くなっている。これらのことから年齢及び性別の構成は著しく偏った分布となっておらず、当該基準を満たすと判断する。

**基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること**

分析項目 1－3－1 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること

分析項目 1－3－2 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること

分析項目 1－3－3 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること

**判定：基準を満たしている。**

本学は、「筑波技術大学学則」、「筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則」において、教育研究に係る組織運営体制及び責任体制を規定している。

教授会、大学院運営委員会、全学教務委員会、教育研究評議会等についても、関係規程、平成 30 年度の開催実績等を確認し、教育研究活動に係る必要な運営体制が適切に整備され、機能していると確認できたため、当該基準を満たすと判断する。

## 領域2 内部質保証に関する基準

### 基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

- 分析項目2-1-1 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること
- 分析項目2-1-2 それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること
- 分析項目2-1-3 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること

判定：基準を満たしている。

本学の機関別内部質保証体制について、「筑波技術大学教育研究評議会規程」等において学長を統括責任者とし、「評価室」、「教務委員会」を体制の中核となる組織として規定している。また、本学の教育研究上の基本組織として、産業技術学部、保健科学部、技術科学研究科があり、「筑波技術大学学則」及び「筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則」において質保証の体制を規定している。さらに、本学の施設設備、学生支援及び学生受入に関する質保証については、施設環境防災委員会、国際交流加速センター、学生委員会、就職委員会、保健管理センター、入学試験委員会が担っている。

以上のことから、当該基準を満たすと判断する。



**基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること**

- 分析項目 2-2-1 それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること
- (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること
  - (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること
  - (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること
- 分析項目 2-2-2 教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準に照らした判断が行うことが定められていること
- 分析項目 2-2-3 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること
- 分析項目 2-2-4 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること
- 分析項目 2-2-5 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること
- 分析項目 2-2-6 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること
- 分析項目 2-2-7 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること

判定：基準を満たしていない。

本学では、分析項目 2-2-2 から 2-2-7 について、内部質保証に係る各体制が行う自己点検・評価、関係者からの意見聴取、それらを踏まえた対応措置についての検討・立案・提案、機関別内部質保証体制において承認された計画の実施、決定した計画の進捗確認、進捗状況について必要な対処方法決定、という手順が明確に規定されていない。速やかにこれらを明確に規定した規則等の作成が必要である。

以上のことから、当該基準を満たさないと判断する。

### 基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

- 分析項目 2-3-1 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること
- 分析項目 2-3-2 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）
- 分析項目 2-3-3 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）
- 分析項目 2-3-4 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）

判定：基準を満たしている。

分析項目 2-3-1 に関して、平成 30 年度に受審した機関別認証評価において指摘された事項について、機関別内部質保証体制を中心に対応を行っており、内部質保証が有効に機能しているといえる。また、卒業生調査や企業の担当者からのアンケート調査を実施している。

以上のことから、当該基準を満たすと判断する。

**基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること**

分析項目 2-4-1 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること

判定：基準を満たしていない。

分析項目 2-4-1 について、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有しておらず、仕組みを規定した規程等を制定する必要がある。

以上のことから、当該基準を満たさないと判断する。

**基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること**

- 分析項目 2-5-1 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること
- 分析項目 2-5-2 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること
- 分析項目 2-5-3 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること
- 分析項目 2-5-4 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること
- 分析項目 2-5-5 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること
- 分析項目 2-5-6 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

判定：基準を満たしていない。

教員の採用・昇格にあたっては、「筑波技術大学教員選考基準規程」、「筑波技術大学教育職員の選考に関する細則」に基づき行っている。教員の個人評価についても、「筑波技術大学における教員の個人評価指針」に基づき、「教育」、「学術・研究」、「社会・国際貢献」及び「組織運営・管理」の4つの領域について自己評価を行っている。FDについてもFD・SD企画室等が主催し、FDに関する研修会を複数回実施した。教育課程を展開する上で必要な教務や学生生活支援等を担う職員、教育活動の支援等を行う職員、図書館の業務に従事する職員等については、聴覚障害系支援課、視覚障害系支援課の事務組織に配置し、これらの職員に対して、業務分野に応じた研修会への参加を促し、必要な質の維持・向上を図っている。

しかし、教育活動の補助を行うTA等に対しては、マニュアル等の配布や研修の実施が確認できず、教育補助者が活動する上で必要な質の維持、向上を図るため、左記の取組を早急に変更する必要がある。以上のことから、当該基準を満たさないと判断する。

### 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

#### 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目3-1-1 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること

分析項目3-1-2 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること

判定：基準を満たしている。

本学の財務諸表等については、法令等に基づき必要な手続きを経て毎年度作成し、本学ホームページにて公表している。

本学の収支状況については、過去5年度においても当期総利益となっており、損失を計上していないため、適切な財務状況と判断できる。

また、教育研究活動の実施に必要な予算を配分し、適切な経費の執行を行っている。

以上のことから、当該基準を満たすと判断する。

#### 基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

分析項目3-2-1 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること

分析項目3-2-2 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること

判定：基準を満たしている。

本学が行うべき「情報公開」、「個人情報保護」、「公益通報者保護」、「ハラスメント防止」、「安全保障輸出管理」、「生命倫理」、「動物実験」等の法令遵守事項等について、業務及び組織の根拠規程及び責任部署を定めている。

また、「防火・防災」、「情報セキュリティ」、「研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止」等の危機管理体制等について、責任部署を定めるとともに、必要な規則及び対応マニュアル等の策定を行っている。以上のことから、当該基準を満たすと判断する。

### 基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

分析項目 3-3-1 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

判定：基準を満たしている。

本学は「筑波技術大学事務組織規程」において、事務局の所掌事務を定めている。平成 30 年度において、企画課、総務課、財務課、聴覚障害系支援課、視覚障害系支援課の 5 課を置き、事務系職員 85 人（常勤職員 62 人、非常勤職員 23 人）を配置し、適切な規模と機能を有している。

以上のことから、当該基準を満たすと判断する。

### 基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

分析項目 3-4-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること

分析項目 3-4-2 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

判定：基準を満たしている。

本学の全学委員会等について、教員と事務職員の両方で構成されており、連携体制を確保している。

SDの一環として、本学職員を対象とし、聴覚及び視覚に障害をもつ学生等への基礎的な障害者支援の方法等について習得させることを目的として、「聴覚障害者支援研修」及び「視覚障害者支援研修」を開催し、延べ 23 名の参加があった。研修の実施により、聴覚・視覚障害者に対する理解を深めた。

以上のことから、当該基準を満たすと判断する。

### 基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

分析項目 3-5-1 監事が適切な役割を果たしていること

分析項目 3-5-2 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること

分析項目 3-5-3 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること

分析項目 3-5-4 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること

判定：基準を満たしている。

監事は、監査を実施するにあたり、監査計画を作成し、計画に基づき監査を実施した上で、その結果を監査報告として学長に提出している。

会計監査人による会計監査は、監査計画に基づき、法令に基づく財務諸表等の監査等を実施している。

監査室による内部監査は、学長からの指示に基づき独立して、内部監査計画を作成し、計画に基づいて監査を実施している。

また、監査結果報告会を開催し、監事、会計監査人、監査室及び大学の管理運営主体と情報交換を行うとともに、平成 30 年度は監事及び監査室の間で監査に係る意見交換会を実施し、監査の効率化等に努めた。

以上のことから、当該基準を満たすと判断する。



**基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること**

分析項目 3-6-1 法令等が公表を求める事項を公表していること

判定：基準を満たしている。

学校教育法施行規則第 172 条の 2、学校教育法第 109 条第 1 項、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく情報について、本学ホームページ等において公表を行っている。

以上のことから、当該基準を満たすと判断する。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目 4-1-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること

分析項目 4-1-2 法令が定める実習施設等が設置されていること

分析項目 4-1-3 施設・設備における安全性について、配慮していること

分析項目 4-1-4 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境を整備し、それが有効に活用されていること

分析項目 4-1-5 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること

分析項目 4-1-6 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること

判定：基準を満たしている。

校地面積及び校舎面積は、大学設置基準に定める基準面積を満たしている。また、大学設置基準第 39 条に基づき、原則工学系学部に設置が必要とされる実習工場について、天久保キャンパス内に設置をしている。

施設・設備の耐震化については、昭和 56 年に施行された新耐震基準設計以降に建築されており、天久保・春日両キャンパスとも耐震基準を満たしている。また、バリアフリー化についても、聴覚、視覚障害の特性に応じた設備（視覚情報を利用した緊急避難誘導システムや LED が内蔵された光る点字ブロックの敷設等）を整備している。安全・防犯面についても、外灯や防犯カメラを適正に配置している。

ICT 環境の整備については、情報処理通信センターが中心となり、教育研究活動に必要な環境を整備している。

附属図書館については、天久保キャンパス及び春日キャンパスにそれぞれ設置されており、両図書館で合わせて約 4 万 8 千冊の蔵書を所蔵し、

約 1,600 種類の電子ジャーナルを利用できる等、教育研究活動に必要な資料を整備している。

学生の自習環境については、天久保・春日両キャンパスの図書館や校舎棟に学修スペースを整備し、また、寄宿舎においても ICT 環境を整えることにより、学生の自主的学習環境を整備している。

以上のことから、当該基準を満たすと判断する。

#### 基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目 4-2-1 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること

分析項目 4-2-2 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること

分析項目 4-2-3 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

分析項目 4-2-4 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

分析項目 4-2-5 学生に対する経済面での援助を行っていること

#### 判定：基準を満たしている。

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制等について、本学では聴覚障害系支援課、視覚障害系支援課、保健管理センター、就職委員会、学生委員会等において、個々の学生の指導・相談・助言にあたっている。

学生の課外活動の支援については、課外活動施設設備の整備、運営資金の補助、備品等の貸与を行うことにより、各々の活動が円滑に行われるよう必要な支援を行っている。

留学生への支援として、短期受入の留学生に対し、チューター学生の配置等を行うことにより、支援を行っている。

障害のある学生への支援として、本学は聴覚・視覚に障害のある学生のために作られた大学であり、施設設備等のハード面や授業補助、生活支援等のソフト面において、それぞれの障害特性に合わせた情報保障支援を行っている。

学生への奨学支援については、入学料免除、授業料免除等の規定を整備して実施するとともに、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金等の各種手続を実施している。また、天久保・春日両キャンパスに学生寄宿舍を整備しており、年間平均で約 250 名の学生が寄宿舍を利用している。

以上のことから、当該基準を満たすと判断する。

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目5-1-1 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること

判定：基準を満たしている。

本学では、産業技術学部、保健科学部、技術科学研究科における「求める学生像」及び「入学者選抜方針」を明示したアドミッション・ポリシーを策定し、本学ホームページ等にて公表している。

以上のことから、当該基準を満たすと判断する。

## 基準 5-2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目 5-2-1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること

分析項目 5-2-2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

### 判定：基準を満たしている

本学の入学者選考においては、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受け入れるべく、産業技術学部・保健科学部のいずれにおいても、一般入試において大学入試センター試験と個別学力検査に加えて、実技検査、小論文、面接を適切に組み合わせて選考を行っている。また、一般入試以外にも、推薦入試、AO入試、社会人入試といった多様な選考方法を採用しており、そのいずれにおいても書類審査、小論文、実技検査、適性検査、面接など複数の方法を用いて選考を行っている。

学部における入学者選考は、学長を委員長とする入学試験委員会の全体統括の下、学部ごとの入学試験実施委員会が置かれ、それぞれの検査項目に応じて小委員会を置き、受験資格判定や問題作成を行っている。なお、面接においては、公平性を期すために、標準質問項目や評価基準等を定めた面接要領に基づいて実施している。合格者の決定は、入学試験委員会で合否判定の原案を作成し、各学部の教授会において審議の後、学長が合格者を決定している。

大学院における入学者選考は、学長を委員長とする大学院入学試験委員会の統括の下、同様に専攻ごとに大学院入学試験実施委員会が置かれ、それぞれの検査項目に応じて小委員会を置き、受験資格判定や問題作成を行っている。合否判定も同様のプロセスを経て、大学院技術科学研究科運営委員会において審議の後、学長が合格者を決定している。

全学の入学試験委員会で整理した課題について、学部の入学試験委員会においてその方向性を検討し、学科、専攻に提示する。それに基づき、学科、専攻は改善の具体的内容を策定している。例として、産業技術学部総合デザイン学科については、入学者受入方針の「求める学生像」に鑑み、従来実技検査として課していた「デッサン」のみの評価では不十分であると判断し、大学における学習及び卒業後の社会活動に必要な能力を検査するために、平成 30 年度入学試験から自身の作品についてのプレゼンテーション及び質疑応答に改めた。

以上のことから、当該基準を満たすと判断する。

### 基準 5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目 5-3-1 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと

判定：基準を満たしていない。

平成 30 年度における入学定員について、産業技術学部産業情報学科 35 人、産業技術学部総合デザイン学科 15 人、保健科学部保健学科鍼灸学専攻 20 人、保健科学部保健学科理学療法学専攻 10 人、保健科学部情報システム学科 10 人、技術科学研究科産業技術学専攻 4 人、技術科学研究科保健科学専攻 3 人、技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻 5 人となっている。

過去 5 年間（平成 26 年度～平成 30 年度）の平均入学定員充足率は次のとおりである。

【産業技術学部】	産業情報学科：97%	総合デザイン学科：87%	
【保健科学部】	保健学科鍼灸学専攻： <u>60%</u>	保健学科理学療法学専攻：84%	情報システム学科：110%
【技術科学研究科】	産業技術学専攻： <u>55%</u>	保健科学専攻：127%	情報アクセシビリティ専攻：100%

保健科学部保健学科鍼灸学専攻及び技術科学研究科産業技術学専攻においては、5 年間の平均入学定員充足率が 70% を下回っており、実入学者が大幅に下回る状況となっている。特に、鍼灸学専攻においては、過去 5 年間において 1 度も入学定員充足率 100% を達成できておらず、早急な対応が必要といえる。なお、技術科学研究科産業技術学専攻においては、平成 29 年度に入学定員充足率が 150% となり、過去 5 年間において入学定員充足率 100% を達成している年度があることから、引き続き、平均入学定員充足率を注視していくこととする。

以上のことから、当該基準を満たさないと判断する。

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

判定：基準を満たしている。

本学では、産業技術学部、保健科学部、技術科学研究科において、大学等の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、本学ホームページ等にて公表している。以上のことから、当該基準を満たしていると判断する。

### 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること

分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

判定：基準を満たしている。

本学では、産業技術学部、保健科学部、技術科学研究科において、教育課程の編成方針、教育・学習方法に関する方針、学習成果の評価について明示したカリキュラム・ポリシーを策定し、本学ホームページ等にて公表している。また、ディプロマ・ポリシーで示した知識と技術を学修するためにカリキュラム・ポリシーが策定されていることが確認できた。

以上のことから、当該基準を満たしていると判断する。



**基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること**

分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること

分析項目 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること

分析項目 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

分析項目 6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること

**判定：基準を満たしている。**

教育課程の体系的性及び授業科目の内容については、開設授業科目一覧及びシラバス等において、学生に周知している。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定については、「筑波技術大学学部学生の他大学等における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」及び「筑波技術大学大学院学生の他の大学の大学院において修得した単位及び入学前の既修得単位の認定に関する規程」で定め、学生に公表を行っている。

大学院課程においては、「筑波技術大学大学院研究指導に関する規程」に基づき、研究指導体制等の規定を行っており、また、研究倫理教育についても、「e-learning」を用いた教育を行っている。

以上のことから、当該基準を満たすと判断する。

**基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

分析項目 6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること

分析項目 6-4-2 各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること

分析項目 6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

分析項目 6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること

**判定：基準を満たしている。**

本学では、授業を実施する期間が原則として 35 週にわたるものとなっている。また、各科目の授業期間が期末試験を含めて 16 週にわたるものとなっている。授業の方法及び内容はシラバスに記載し、本学ホームページ等で公表することで学生に明示している。また、教育上主要と認める授業科目については、原則として専任の教授・准教授が担当している。

以上のことから、当該基準を満たすと判断する。

## 基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目 6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること

分析項目 6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること

分析項目 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること

分析項目 6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること

判定：基準を満たしている。

履修指導の体制として、新入生を対象にオリエンテーションを実施し、教育課程の全体構成や履修方法等について指導を行うほか、アカデミック・アドバイザーによる履修相談・対応を行っている。

学習相談の体制として、授業担当教員がオフィスアワーを設けているほか、アカデミック・アドバイザーが窓口となり、学習、生活に関する面談や国家試験等に関する全般的なサポートを行うことで、必要な支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために、インターンシップや臨床実習等を行うことで、基本知識の獲得や実践経験の修得を行っている。

障害のある学生への支援として、本学は聴覚・視覚に障害のある学生のために作られた大学であり、施設設備等のハード面や授業補助、生活支援等のソフト面において、それぞれの障害特性に合わせた情報保障支援を行うとともに、重複障害のある学生に対し、クラス担当教員やアカデミック・アドバイザー教員を中心に、学生個々の障害に応じたきめ細かな対応・支援を行っている。また、留学生への支援として、短期受入の留学生に対し、チューター学生の配置等を行っている。以上のことから、当該基準を満たすと判断する。

## 基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること

分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること

分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること

分析項目 6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

判定：基準を満たしている。

本学は「筑波技術大学試験実施要項」において、成績の評価に関する基準を定めており、学生便覧等において学生に周知している。

成績評価の分布については、基準ごとに目安を定めるとともに、個々の学生の成績については GPA(Grade Point Average) 制度を設け、各授業科目における成績評価に対して 4、3、2、1、0 のグレードポイントを付与して、学生ごとに平均値を算出して確認している。

学生の成績に対する異議申立については、試験期間終了後 1 週間はフィードバック期間とし、必要な学生に対して答案の返却、成績評価の通知を行うとともに、それに対する異議申立てを受け、各教員が責任を持って対応していたが、異議申立て手続等を定めた規則・規程が未整備であったことから、平成 31 年 3 月に「異議申立て要項」を制定した。

以上のことから、当該基準を満たすと判断する。

## 基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

- 分析項目 6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること
- 分析項目 6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること
- 分析項目 6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること
- 分析項目 6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること

### 判定：基準を満たしている。

本学の卒業認定基準については、学士課程及び修士課程ともに学則の規定に定めている。学生への周知については、開設授業科目一覧や学生便覧等において、周知を行っている。また、修士課程においては、学位論文の審査に係る手続き及び評価の基準を「筑波技術大学大学院技術科学研究科論文審査に関する細則」等において公表している。

卒業ならびに修了の認定については、教授会において審議の上、判定を行っている。技術科学研究科においては、規定等に基づく審査委員会により修士論文の審査等を経た上で、前述の審議及び判定の手続きを行っている。

以上のことから、当該基準を満たすと判断する。

## 基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

- 分析項目 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること
- 分析項目 6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること
- 分析項目 6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること
- 分析項目 6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること
- 分析項目 6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

判定：基準を満たしていない。

標準修業年限内卒業率、標準修業年限×1.5 年内卒業率及び国家試験合格率（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び理学療法士）は以下のとおりとなっている。

就職・進学の様については、平成 30 年度における産業技術学部、保健科学部の就職希望者に対する就職率は 100%となっており、技術科学研究科においても過去 5 年における就職希望者に対する就職率が 85%となっており、高い水準を維持しているといえる。

しかし、卒業（修了）時の学生からの意見聴取を行っておらず、また、技術科学研究科において一定期間後の修了生等からの意見聴取が実施されていないため、これらの者から意見聴取を定期的に行う仕組みを早急に策定する必要がある。

以上のことから、当該基準を満たさないと判断する。

○産業技術学部

・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）

H23 年度入学	H24 年度入学	H25 年度入学	H26 年度入学	H27 年度入学
78%	72%	92%	77%	71%

・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）

H21 年度入学	H22 年度入学	H23 年度入学	H24 年度入学	H25 年度入学
86%	88%	90%	88%	98%

○保健科学部

・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）

H23 年度入学	H24 年度入学	H25 年度入学	H26 年度入学	H27 年度入学
71%	73%	77%	57%	67%

・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）

H21 年度入学	H22 年度入学	H23 年度入学	H24 年度入学	H25 年度入学
80%	65%	81%	88%	83%

○技術科学研究科

・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）

H25 年度入学	H26 年度入学	H27 年度入学	H28 年度入学	H29 年度入学
86%	89%	89%	70%	93%

・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）

H24 年度入学	H25 年度入学	H26 年度入学	H27 年度入学	H28 年度入学
60%	100%	89%	100%	70%

【国家試験合格率】 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、理学療法士

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
あん摩マッサージ指圧師	100%	50%	92%	86%	100%
はり師	75%	36%	67%	14%	100%
きゅう師	63%	36%	67%	29%	100%
理学療法士	100%	100%	100%	88%	100%